

議案第 63 号

債権の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

令和 7 年 11 月 28 日提出

里庄町長 加藤 泰久

記

- 1 債権の名称 不当利得返還請求権
- 2 債 権 額 1,232,083 円
- 3 債 務 者 28 名
- 4 債権の概要

年度	人数	金額
令和 2 年度	11 名	40,845 円
令和 3 年度	12 名	1,138,689 円
令和 4 年度	5 名	52,549 円
合計	28 名	1,232,083 円

※債権の内容については、別紙のとおり

5 放棄の理由

被保険者が他の健康保険に加入する資格を得た後に、町の国民健康保険の被保険者証により保険給付を受けた場合、町は被保険者に対して保険給付額について不当利得返還請求権を有することになるが、被保険者が健康保険の保険者に対してあらためて保険給付の請求をしようとしても既に時効を迎えているため、町が被保険者に不当利得の返還を請求すると、被保険者が全額負担せざるを得ないことになり、町の返還請求手続きの遅延により被保険者に不利益を生じさせてしまうことから、被保険者へ請求を行わないこととする。

(提案理由)

債権を放棄するにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 10 号の規定により、議会の議決を求める。

これが、この議案を提出する理由である。

債権の内容

No.	年度	被保険者番号	金額
1	令和2年度	5102	1,918 円
2		8553	3,052 円
3		8535	2,352 円
4		29	5,124 円
5		9308	3,101 円
6		1811	7,497 円
7		1611	1,631 円
8		3382	4,837 円
9		8128	6,860 円
10		8162	2,072 円
11		9519	2,401 円
合 計			40,845 円

No.	年度	被保険者番号	金額
1	令和3年度	5584	284,049 円
2		8171	10,164 円
3		1723	5,649 円
4		6684	20,552 円
5		8115	761,904 円
6		3479	27,433 円
7		1101	2,877 円
8		3772	8,960 円
9		6941	2,472 円
10		8485	6,594 円
11		8485	6,657 円
12		928	1,378 円
合 計			1,138,689 円

No.	年度	被保険者番号	金額
1	令和4年度	806	16,387 円
2		806	5,131 円
3		9596	16,912 円
4		2702	11,081 円
5		92	3,038 円
合 計			52,549 円